

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

令和 7 年 2 月 1 日施行

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人 三秀会
主たる事務所の所在地	〒198-0086 東京都青梅市大柳町1412番地
代表者(職名・氏名)	理事長 三浦 剛士
設立年月日	平成8年 6月 1日
電話番号	0428-24-7501

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	三慶訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒198-0086 東京都青梅市大柳町1442番地	
電話番号	0428-24-6743	
指定年月日・事業所番号	平成18年 10月 1日	1 3 6 7 1 9 8 7 7 3
管理者の氏名	菅原 里美	
通常の事業の実施区域	青梅市全域、羽村市、奥多摩町の一部	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護(又は介護予防訪問看護)は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5.営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6.事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数		従業者の職種	勤務の形態・人数	
看護師	常勤	人、非常勤	人	理学療法士	常勤
准看護師	常勤	人、非常勤	人	作業療法士	常勤
保健師	常勤	人、非常勤	人	言語聴覚士	常勤

7.サービスの提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(訪問看護職員)及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交代を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス提供にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	(資格：看護師) 複数名で担当します
管理責任者の氏名	管理 者 菅原 里美

8.利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の支払限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分】

〈保健師、看護師等が行う訪問看護〉

サービスの内容 1回あたりの所要時間	1単位11.05円	基本利用料※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
20分未満	3 1 4	3, 469円	347円
20分以上30分未満	4 7 1	5, 204円	521円
30分以上1時間未満	8 2 3	9, 094円	910円
1時間以上1時間30分未満	1 1 2 8	12, 464円	1, 247円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

(2) 連携型定期巡回・随時対応サービス利用料【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

介護度	月額包括利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
介護1	2, 961円	296円
介護2	2, 961円	296円
介護3	2, 961円	296円
介護4	2, 961円	296円
介護5	3, 761円	416円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
夜間・早朝、深夜 加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料×25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料×50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2, 806円	281円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4, 442円	445円
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3, 315円	332円
特別地域訪問看護 加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記利用料の15%	
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(＝新潟県の場合は全域)において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供了した場合	上記基本利用料の5%	

緊急時訪問看護 加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)	6, 630円	663円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5, 525円 2, 762円	553円 277円
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	27,625円	2, 763円
サービス提供体制 強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	33円	4円

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	1単位11.05円	基本利用料※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
20分未満	303	3, 348円	335円
20分以上30分未満	451	4, 983円	499円
30分以上1時間未満	794	8, 773円	878円
1時間以上1時間30分未満	1090	12, 044円	1, 205円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載の通り、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料×25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料×50%	

複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2, 806円	281円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4, 442円	445円
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3, 315円	332円
特別地域介護予防訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が5回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供了した場合	上記基本利用料の5%	
緊急時介護予防訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合(1月につき)	6, 630円	663円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5, 525円 2, 762円	553円 277円
サービス提供体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	33円	4円

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(4) 支払方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求いたします。

9.緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先(家族等)	氏名(利用者との続柄)電話番号	

10.事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11.苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0428-24-6743 面接場所 当事業所の相談室 菅原 里美
---------	------------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付期間	青梅市役所介護保険課	電話番号	0428-22-1111
	東京都国民健康保険団体連合会		03-6238-0011
	羽村市役所介護保険課		042-555-1111

12.交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり100円とします。

13.サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスをご利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和6年6月1日 施行

令和7年2月1日 施行

令和 年 月 日

当事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都青梅市大柳町1442番地

事業者(法人)名 医療法人 三秀会

代表者職・氏名 理事長 三浦 剛士 印

説明者職・氏名 管理者 菅原 里美 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏名 印

